

市民会議(案)	事務局(案)	修正(案)
<p>第4章 議会 (議会の役割と責務)</p> <p>第15条 議会は、この条例の掲げる基本理念を実現するために、市民や市の執行機関と協働しながら、自治の推進に努めます。</p> <p>2 議会は、市の意思決定機関として、市政の監視や政策立案に努め、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。</p> <p>3 議会は、保有する情報を公開するとともに、市民にわかりやすく説明し、開かれた議会運営を行います。 (議員の役割と責務)</p> <p>第16条 議員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に努め、市民全体のために、誠実かつ公正に職務を遂行することで、まちづくりに貢献します。</p> <p>第5章 市の執行機関 (市長の役割と責務)</p> <p>第17条 市長は、市民の信託にこたえ、積極的に市民の意向を把握するとともに、この条例の掲げる基本理念を実現するために、誠実かつ公正に職務を遂行します。</p> <p>2 市長は、市の代表者として、自治体経営の方針を明らかにするとともに、その実現に向け、効率的かつ柔軟で迅速な行政運営を行います。</p> <p>3 市長は、職員の指揮監督を適切に行い、常に職員の能力向上に努めます。 (職員の役割と責務)</p> <p>第18条 職員は、法を遵守し、この条例の掲げる基本理念を実現するために、自らも地域の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。</p> <p>2 職員は、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行します。</p> <p>3 職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に努め、職務遂行に必要な知識、技能等の向上を図ります。</p> <p>第6章 参加と協働 (市民参加)</p> <p>第19条 議会及び市の執行機関は、多くの市民が参加できる多様な場と機会を保障するため、その対象となる事案に対し、最も適切かつ効果的と認められる参加の手法を用意します。</p>	<p>第4章 議会 (議会の責務) (削除)</p> <p>第10条 議会は、市の意思決定機関として、<u>市政の監視や政策立案に努め</u>、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。</p> <p>2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民に<u>わかりやすく</u>説明し、開かれた議会運営を行います。 (議員の責務)</p> <p>第11条 議員は、市民の代表者として、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を<u>遂行する</u>とともに、研鑽<sup>さん</sup>に努めます。</p> <p>第5章 市長その他の執行機関 (市長等の責務)</p> <p>第12条 市長は、市の代表者として、<u>自治体経営</u>の方針を明らかにし、その実現のため、誠実かつ公正に職務を遂行します。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、職員の指揮監督を適切に行い、職員の能力向上を図ります。 (職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。</p> <p>2 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、自発的に知識の習得その他能力の向上に取り組みます。</p> <p>第6章 市民参加と協働 (市民参加)</p> <p>第14条 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。</p>	<p>第10条 議会は、市の意思決定機関として、<u>市政を監視するとともに、政策立案に努め</u>、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。</p> <p>事務局(案)のとおり</p> <p>事務局(案)のとおり</p> <p>事務局(案)のとおり</p>

(仮称)安城市自治基本条例(案)対照表

市民会議(案)	事務局(案)	修正(案)
<p>2 市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めます。 (コミュニティ)</p> <p>第20条 コミュニティは、自治の担い手として、主体的にまちづくりに取り組むよう努めます。</p> <p>2 市民は、コミュニティの意義と役割を理解し、積極的にコミュニティに参加するなど、これを守り育てるよう努めます。</p> <p>3 議会及び市の執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援します。</p> <p><u>4 コミュニティに関して必要な事項は、別に条例で定めます。</u> (連携)</p> <p>第21条 市民は、市民が主役の自治を推進するため、市内外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。</p> <p>2 議会及び市の執行機関は、共通する課題を解決するため、市民、事業者、コミュニティ及び他の自治体と連携を図りながら、主体的に行動するものとします。</p> <p>3 安城市は、自立した自治体として、国、愛知県及び他の自治体と対等かつ必要な協力関係を築きます。 (住民投票)</p> <p>第22条 市長は、市政の特に重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>3 住民投票の実施に関して必要な事項は、<u>別にorその都度</u>条例で定めます。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第23条 市民は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から適切な防衛策をとるよう努めます。</p> <p>2 コミュニティは、市の執行機関その他の関係機関と協力し、市民が安心して生活できるような対策に努めます。</p> <p>3 市の執行機関は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民の生命、身体及び財産を守るため、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関、市民との連携及び協力を努めます。</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第15条 コミュニティは、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくりに取り組むよう努めます。</p> <p>2 市民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的にコミュニティに加わり、又はその活動に参加するなど、コミュニティを守り育てるよう努めます。</p> <p>3 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます。 (削除)</p> <p>(連携)</p> <p>第16条 市民は、まちづくりを推進するため、市内外の人々や団体と広く交流し、連携するよう努めます。</p> <p>2 議会及び市長その他の執行機関は、共通するまちづくりの課題を解決するため、他の自治体と連携するよう努めます。 (削除)</p> <p>(住民投票)</p> <p>第17条 市長は、市政の特に重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他住民投票の実施に必要な事項については、<u>その都度、別に条例で定めます。</u></p> <p>3 議会及び市長その他の執行機関は、住民投票の結果を尊重します。 (危機管理)</p> <p>第18条 市民は、日頃から、災害、犯罪その他非常の事態に備え、安全に安心して生活するための手段を自ら講ずるよう努めます。</p> <p>2 コミュニティは、市長及び他の団体と協力し、市民の安全で安心な生活に資する活動を行うよう努めます。</p> <p>3 市長は、市民の安全を確保するため、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関との協力を努めます。</p> <p>(持続可能な社会の形成)</p> <p>第19条 市民は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、</p>	<p>事務局(案)のとおり</p> <p>事務局(案)のとおり</p>

(仮称)安城市自治基本条例(案)対照表

市民会議(案)	事務局(案)	修正(案)
<p>第7章 市政運営 (市政運営及び組織)</p> <p>第24条 市の執行機関は、この条例の掲げる基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営を行います。</p> <p>2 市の執行機関は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。</p> <p>3 市の執行機関は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できる組織体制とします。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第25条 市長は、総合計画に基づき、中長期的な財政計画を定め、財源の確保とその効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性を確保します。</p> <p>2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明します。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第26条 市の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表します。</p> <p>2 市の執行機関は、行政評価に当たっては、第三者機関や、数値を用いた定量的な評価指標を定めるなど客観性の確保に努めます。</p> <p>3 市の執行機関は、行政評価に関する結果を事業の推進、見直し等市政運営に反映させます。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第27条 議会及び市の執行機関は、政策等の企画立案、</p>	<p>環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会(以下「持続可能な社会」といいます。)の形成のため、市長及びコミュニティその他の団体と協力し、日常生活又は事業活動において環境への負荷の低減に努めます。</p> <p>2 市長は、持続可能な社会の形成のため、総合的な施策を策定し、計画的に推進します。</p> <p>第7章 市政運営 (市政運営の基本)</p> <p>第20条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。</p> <p>2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。</p> <p>3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。</p> <p>4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとします。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第21条 市長は、総合計画に基づき、中長期的な財政計画を定め、健全な財政運営を行います。</p> <p>2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明します。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第22条 市長その他の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させます。</p> <p>2 行政評価の実施に当たっては、第三者機関による評価など客観性の確保に努めます。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第23条 市長その他の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を適正に行います。</p> <p>(説明責任等)</p> <p>第24条 市長その他の執行機関は、施策の企画立案、実</p>	

(仮称)安城市自治基本条例(案)対照表

市民会議(案)	事務局(案)	修正(案)
<p>実施及び評価のそれぞれの過程において、市民にわかりやすく説明します。</p> <p>2 議会及び市の執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実かつ迅速に応答します。</p> <p>(情報公開及び個人情報の保護)</p> <p>第28条 議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に市民に公開します。</p> <p>2 議会及び市の執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ迅速な提供に努めます。</p> <p>3 議会及び市の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人情報を適正に保護します。</p> <p>第8章 条例の見直し等 (条例の見直し)</p> <p>第29条 市の執行機関は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が安城市の自治の推進にふさわしいものであり続けているかどうか検証し、その結果により必要な措置をとります。ただし、必要が生じた場合は、その都度、見直しをすることができます。</p> <p>2 市の執行機関は、見直しに当たっては、市民参加のもとに実施し、市民の意見を聴取するとともに、これを反映します。</p> <p>(自治基本条例推進委員会の設置)</p> <p>第30条 市の執行機関は、この条例の適切な運用を図るため、(仮称)安城市自治基本条例推進委員会を設置します。</p> <p>2 この委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>附 則 この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>施及び評価の各過程において、その内容を市民にわかりやすく説明します。</p> <p>2 議会及び市長その他の執行機関は、広く市民が必要とする情報について、わかりやすく迅速な提供に努めます。</p> <p>3 議会及び市長その他の執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実かつ迅速に応答します。</p> <p>(情報公開及び個人情報の保護)</p> <p>第25条 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に公開します。</p> <p>2 議会及び市長その他の執行機関は、個人の権利利益の保護に資するため、その保有する個人情報を適正に保護します。</p> <p>第8章 条例の見直し</p> <p>第26条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。</p> <p>2 市長は、前項の規定による検証の結果に基づいて、必要な措置を講じます。</p> <p>(削除)</p> <p>附 則 この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>事務局(案)のとおり</p> <p>附則に記載する</p> <p>附 則 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 2 市長は、当分の間、この条例の目的及び内容について市民への周知を図るため、市民参加のもとに広報活動その他の活動を行うものとする。</p>